

1 計画の概要

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく、本県の医療政策の基本となる計画

2 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

（医療法において少なくとも5年毎の見直しが規定されている。）

3 これまでの医療計画に関する法改正の主な経緯

〈昭和60年 第1次改正〉

医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進を目指すため医療計画制度が導入。（二次医療圏ごとに必要病床数を設定）

〈平成9年 第3次改正〉

要介護者の増大に伴う対策の一環として、医療機関の役割分担の明確化及び連携の推進のため医療計画制度の充実を図った。

（二次医療圏単位で、医療施設間の機能分担、業務連携等について記載）

〈平成12年 第4次改正〉

高齢化に伴う疾病構造の変化に対し、良質な医療を効率的に提供するため、入院医療を提供する体制の整備を行うとともに、医療計画制度の見直しを行った。（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた「その他の病床」を「療養病床」と「一般病床」に分けた新たな病床区分が導入されるとともに、「必要病床数」から「基準病床数」へ名称を変更。）

〈平成18年 第5次改正〉

質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するにあたり、医療機能の分化・連携の推進等のため、医療計画制度の見直しが行われた。

（4疾病5事業の具体的な医療連携体制の位置づけ。）

* 4 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病

5 事業：小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療

4 第6期医療計画に反映させる主な事項（予定）

(1) 「精神保健」の4疾病5事業への追加

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について、平成22年6月29日閣議決定され、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図ることとなった。

医療においても、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、関係府省において検討した上で、必要な措置を講じることが示され、医療計画へも反映される見通し。

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討。
- 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について検討。
- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について検討。

(2) 災害時の医療体制の充実

これまで、災害医療体制については、阪神・淡路大震災を契機に行われた各種の研究や検討結果を踏まえ、災害拠点病院の整備や広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等が行われてきた。しかし、今年3月に起きた東日本大震災において、広範囲に渡る被害によるライフラインの途絶や燃料の不足、医薬品等の物資の供給不足、また、長期間での医療や介護等の支援が必要となつたが、派遣調整等の体制が不十分であったことなどの課題が認識された。これを受け、国では、東日本大震災で認識された災害医療等のあり方にに関する課題について検討を行い、災害医療体制の一層の充実を図るとともに医療計画へも反映させる見通し。

- 災害拠点病院等のあり方について
- 災害時の医療提供体制について
 - ・DMATのあり方
 - ・中長期の医療提供体制 等

(3) 在宅医療の推進

高齢化に伴い在宅医療を必要とする者は、2025年には29万人に達すると言われており、現在と比較すると約12万人増える見込み。急性期治療を終えた慢性期・回復期患者の受け皿として、終末期ケアも含む生活の質を重視した医療としての在宅医療のニーズは高い。今後、在宅医療推進の課題となっている、在宅医療サービスの供給量の拡充、家族支援、在宅療養者の病状が悪化した場合に入院できる病床の確保、24時間在宅医療提供体制の構築、在宅医療の質の向上・効率化等について検討したうえで、医療計画へ反映させる見通し。

5 医療計画に関連する他の計画

- (1) 「高知県健康増進計画（よさこい健康プラン21）」 (平成13年4月施行)
健康増進法第7条第1項に基づき、厚生労働大臣により定められた国民の健康の増進の総合的な推進を図るための「基本的な方針」を踏まえ、健康増進法第8条第1項に基づき高知県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画。
- (2) 「高知県がん対策推進計画」 (平成20年3月施行)
がん対策基本法第11条第1項及び条例第2条に基づき、がん患者を含めた県民の立場に立って本県のがん対策を統合的かつ計画的に推進することを目的として策定した計画（都道府県がん対策推進計画）。
- (3) 「高知県周産期医療体制整備計画」 (平成23年3月施行)
厚生労働省が定めた「周産期医療体制整備指針」に基づき、周産期医療の充実に向け、地域の実情に即し、限られた資源を有効に生かしながら、総合周産期母子医療センター、高次周産期医療機関、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所の機能分担と連携により、重点的な取り組みが求められている周産期医療体制の整備を図るために策定した計画。

- (4) 「高知県歯科保健推進計画」（歯と口の健康づくりに関する基本計画）
(平成 24 年 4 月施行)

「高知県歯と口の健康づくり条例」第 11 条及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 13 条に基づき策定した、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。

- (5) 「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画・都道府県老人福祉計画」
(平成 12 年 4 月施行)

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第 20 条の 9 (老人福祉計画)、介護保険事業支援計画は介護保険法第 118 条に基づき、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画。

- (6) 「高知県地域ケア体制整備構想」 (平成 20 年 3 月施行)

高齢者が医療や介護を必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や住まいでの、個人としての尊厳を保ち、生きがいをもってその人らしい生活ができるように支える体制づくりを目指す構想。

- (7) 「高知県障害福祉計画」 (平成 19 年 3 月施行)

障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、本県における指定障害福祉サービスなどの提供基盤整備や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、障害者自立支援法第 89 条に基づいて策定した計画。